

○草津市議会議員政治倫理条例

平成20年9月30日

条例第15号

改正 平成20年12月24日条例第35号

令和元年12月25日条例第31号

草津市議会では、地方分権が進行する中で、今日まで、市民から信頼される議会を目指した種々の議会改革を行ってきたところであるが、市議会が今後、地方分権と市民との協働といった時代の流れに対応しつつ市民からのより一層の信頼を得るためには、議員と市民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する仕組みが必要である。そして、それは、議員が明確な基準のもとで誇りをもって市政を担いつつ市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民が議員を信頼し、必要に応じて議員の活動についての説明を求めることができる仕組みを創設することで実現ができる。

夢と希望にあふれた草津市をつくるために、今後、さらに大きな役割が期待される市議会の健全な発展を期して、ここに草津市議会議員政治倫理条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、その担い手である草津市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、議員自らがその高潔性を実証する諸方策を講ずることにより、議員の政治倫理の確立と向上を期し、あわせて市民にも市政に対する正しい認識と自覚のもとに行動することを求め、もって清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員および市民の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、政治倫理規準を遵守して活動しなければならない。

- 2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高め、および品位を保つとともに、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしながら、その使命達成に努めなければならない。
- 3 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理規準)

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 行政庁が行う許可もしくは認可、市もしくは市が出資する団体が発注する工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約および物品の購入契約等（以下「工事等」という。）または指定管理者の指定に関して、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと。
- (4) 政治活動に関し、企業および団体から政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、同様の措置をとること。
- (5) 市の職員（非常勤職員および臨時的任用職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務執行を妨げ、その権限またはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 市の職員の採用、昇格または人事異動に関して、特定の個人の推薦もしくは紹介をしないこと。

2 議員は、前項に規定する政治倫理規準等に反する行為として政治的または道義的批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市民の審査等の請求)

第4条 市民および議員は、次の各号のいずれかに違反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては有権者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。）200人以上、議員にあっては4人以上の者の連署をもって、市議会議長（以下「議長」という。）に対して審査または調査（以下「審査等」という。）を請求することができる。

- (1) 前条第1項に規定する政治倫理規準
- (2) 第11条に規定する市の工事等および指定管理者の指定等に関する遵守事項
- (3) 第12条に規定する社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項
(政治倫理審査会による審査等)

第5条 議長は、前条の規定により審査等の請求を受けたときは、当該請求の適否および当該請求に係る政治倫理規準等違反の存否について、草津市長の政治倫理に関する条例（平成17年草津市条例第1号。以下「市長の政治倫理条例」という。）に規定する草津市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）による審査等を求めるため、請求書および添付書類（以下「請求書等」という。）の写しを、市長に対し、速やかに送付するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書等の写しの送付を受けたときは、直ちに審査会に審査等を付託しなければならない。
- 3 審査会は、前項の審査等の付託を受けたときは、この条例に定めるもののほか、市長の政治倫理条例の例により審査等を行うものとする。
- 4 審査会は、前項の規定による審査等を終えたときは、審査等の報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該審査等に係る議員が政治倫理規準等に違反すると認められるときは、議会において講ずべき措置等に係る意見または勧告を当該報告に付することができる。
- 5 市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを直ちに議長に送付しなければならない。
- 6 議長は、市長から第4項の報告書の写しの送付を受けたときは、その概要を速やかに公表するとともに、審査等を請求した市民または議員の代表者および審査等の対象となった議員に対し、審査等の結果を通知しなければならない。

(資産等報告書の提出)

第6条 議員は、審査会の要求があるときは、規則に定める資産等報告書を審査会に提出しなければならない。

(議員の協力義務等)

第7条 議員は、審査会の要求があるときは、審査等に必要な資料を提出し、または会議に出席して説明をしなければならない。

2 議長は、市長から審査対象者が虚偽の報告をし、または調査に協力しなかったとの通知を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(審査結果の尊重)

第8条 議会は、審査会の報告事項を尊重し、政治倫理規準等に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)

第9条 議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの規定に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)による第一審有罪判決の宣告を受け、なお引続きその職にとどまろうとするときは、議長は、その理由を市民に対して説明する会(以下「説明会」という。)を開催し、当該議員に説明させなければならない。

2 市民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し、当該議員に質問することができる。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第10条 議員は、前条第1項の有罪判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定その他法律の規定に該当することにより失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。

2 議会は、前項の規定による辞職手続を執らない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

(市の工事等および指定管理者の指定等に関する遵守事項)

第11条 議員は、議員が役員をしている企業等(以下「関係企業等」という。)に対して、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第3号に規定する工事等にかかる契約(下請負を含む。)または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。

2 議員は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。

3 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、

市民の閲覧に供しなければならない。

(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項)

第12条 議員は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、市民の閲覧に供しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

付 則 (平成20年12月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和元年12月25日条例第31号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。